

◆くらしとお金の安心相談会の開催について

信用生協（消費者信用生活協同組合）では、毎月第3木曜日に市内で「くらしとお金の安心相談会」を開催します。信用生協は、借金問題、生活資金の相談・貸付事業を行っている団体です。何らかの事情で金融機関から借り入れできない人のための「セーフティーネット貸付制度」を用意しています。

▽日時 9月15日（木）午前11時～午後4時（前日までに予約が必要です）

▽会場 米崎中学校1階

予約・問い合わせは、信用生協盛岡相談センター（☎019-653-0001）まで。

◆岩手県医師会高田診療所の診療日程について

岩手県医師会では、第一中学校体育館西隣で下表のとおり診療を行います。

診療日時	診療科	診療日時	診療科
9月17日（土） 午後3時～6時	内科、外科、小児科	9月22日（木） 午後3時～6時	外科、小児科
9月18日（日） 午前11時～午後4時	内科、小児科、耳鼻咽喉科、 眼科、皮膚科、泌尿器科	9月24日（土） 午後3時～6時	内科、外科、小児科
9月21日（水） 午後3時～6時	小児科、泌尿器科		

※診療科は、日によって異なります。また、都合で変更になる場合がありますのでご了承ください。

詳しくは、同診療所（☎53-2110）まで。※診療日のみ通話可能

◆資源集団回収の団体登録を受け付けます～「仮設住宅自治会」の登録もお願いします～

市は、資源の有効活用およびごみの減量を目的に、市内の地域住民で組織し、営利を目的としていない団体（PTA、町内会など）が、有価物（新聞、アルミ缶、ビンなど）を集団で年度内に2回以上回収した場合に、奨励金を交付しています。

例えば、「〇〇仮設住宅自治会」として団体登録し、事業を実施すると、仮設住宅にある「資源ごみ」がなくなり、室内がすっきりします。自治会には、業者からの「売払い代金」が入り、回収量に応じて市から「奨励金」が交付されます。自治会は、このお金を活動費や共益費などに充てることができます。

市の収集への排出量が減れば、その分、ごみ処理に要する経費も軽減されます。

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線131）まで。

◆電動生ごみ処理機購入費補助金の申請を受付します

市は、生ごみの減量化・再資源化を進めるため、電動生ごみ処理機の購入費に対し補助を行っています。市内に住所を有する人が、市内の小売店で、電動生ごみ処理機を購入した場合が対象となり、購入費（消費税抜き額）の2分の1（3万円限度。千円未満切り捨て）を補助します（1世帯1台限り）。補助できる台数には、限りがありますので、購入を考えている人は早めに申し込んでください。

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線131）まで。

◆市有林樹木払い下げの受け付けについて

本年度の市有林樹木（自家用材、自家用薪、茸原木、炭材、その他）の払い下げについて、次のとおり受け付けを行います。

▽払下場所 矢作地内の市有林

▽受付日時・場所

9月15日（木）午前9時30分～午後3時30分	旧矢作町財産区事務所
9月16日（金）午前9時～午後5時	市農林課林政係（市役所第2仮庁舎2階）

詳しくは、農林課林政係（内線283、284）まで。

◆エステとメイクの無料サービスを実施します～先着20人限定～

コスメデコルテが主催し、エステとメイクの無料サービスを実施します。

▽日時 9月19日（月）午前9時30分～午後4時30分

▽会場 米崎コミセン

▽予約・問い合わせ 小友（☎090-8781-3981）

震災で父親または母親を亡くした子どもに2,000円入りの財布を贈呈

危機管理教育研究所では、震災遺児がんばっぺ！お財布プロジェクトとして、震災で親を亡くした子どもに2,000円入りの財布を贈呈します。※受け取る際に証明書などは不要です。

▽日時（場所） ・9月16日（金）午後3時～6時（米崎中学校体育館前駐車場）

・9月17日（土）午前9時～11時（陸前高田市役所駐車場）

▽対象 震災時に市内に居住していた19歳以下（平成24年3月31日現在）の子ども（または保護者）

詳しくは、危機管理教育研究所代表国崎（☎080-3208-4235、午前9時～午後6時まで）

広報 りくぜんたかた

＜臨時号¹⁰¹＞

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室

平成23年9月7日

第1～3仮庁舎代表電話：0192-54-2111

おおふなどさいがFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、平日は午前9時、正午、午後3時の3回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

被災者生活再建支援制度について

今回の震災で住宅に被害のあった世帯が、被災後に住宅の建設・購入をした場合や住宅の補修を行った場合のほか、アパートや借家などを借りた場合には、被災者生活再建支援金の「加算支援金」を受給できます。まだ申請手続きを行っていない人は、申請期限内に手続きを行ってください。

▽支給対象 住宅の被害が「全壊」「大規模半壊」の世帯および住宅をやむを得ず「解体」した世帯

▽加算支援金の支給額および申請に必要な書類

住宅の再建方法	支給額		申請に必要な書類
	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円	契約書
補修	100万円	75万円	契約書（または見積書および領収書など）
賃貸住宅（公営住宅以外）	50万円	37.5万円	契約書

※原則として、被災時の世帯主名義の契約書などが必要です。

▽申請期限 ・基礎支援金：災害発生日から13カ月以内

・加算支援金：災害発生日から37カ月以内

▽申請先 被災者支援室（内線380、381）まで。

◆震災で被災した自動車の出張廃車手続きについて

震災で被災した自動車の所有者で、出張廃車手続きの受け付けを行います。

▽対象 個人で廃車手続きと、自動車重量税特例還付申請を行う人

▽日時 9月14日（水）午前10時～午後3時

▽会場 市役所第3仮庁舎1階会議室

▽手続き内容 ①普通自動車および軽自動車の廃車手続き、②自動車重量税の還付手続き、③登録事項等証明書および検査記録事項等証明書の請求手続き

※登録事項等証明書および検査記録事項等証明書は、被災自動車を買換える場合に自動車税などの税の減免を受ける際に必要な書類です。

▽手数料 廃車手続きは無料で、証明書の請求は300円です。

※混み合うことが予想されるため、時間に余裕を持ってお越しください。

詳しくは、建設課道路河川係（内線252）まで。

◆登記 供託 戸籍 人権 法務なんでも無料相談を開催

盛岡地方法務局では、建物の流失、相続登記、権利証の紛失などの相談を次のとおり受け付けます。

▽日時 9月11日（日）午前10時～午後4時

▽会場 大船渡法務総合庁舎2階（盛岡地方法務局大船渡出張所）※大船渡郵便局向かい

詳しくは、盛岡地方法務局（☎019-624-1141）まで。

◆市民相談会の開催について

昨年まで、毎月ふれあいセンターで開催していた市民相談を9月から開催します。

人権擁護委員、行政相談員が対応いたします。人権侵害の相談、行政に対する相談のほか、暮らしのお困りごとなどの相談を受付します。23年度は、9月以降、毎月第2水曜日が相談日になります。相談無料。予約は不要で当日受付になります。

▽日時 9月14日（水）午前10時～午後3時

▽場所 竹駒コミセン

詳しくは、市民環境課（内線121、131）まで。

◆ごみの分別に関するお願いです

最近、分別が十分なされていないごみが見受けられます。ごみの減量、資源化を進めるため、もう一度ごみの分け方・出し方のチラシなどを確認し、分別の徹底をお願いします。

ごみに関する問い合わせは、市民環境課環境安全係（内線130）まで。

◆9月11日執行の岩手県知事、岩手県議会議員および陸前高田市議会議員選挙のお知らせ

●入場券について

投票所入場券を郵便で発送しました。入場券には氏名や住所・性別・投票所などが記載されていますので、記載内容を確認し、間違っているところがあった場合は選挙管理委員会まで連絡してください。入場券は、投票日まで大切に保管し、当日は忘れずに持参してください。

なお、入場券が届いていない場合は、選挙管理委員会まで連絡してください。

また、入場券を紛失した場合や、入場券がない（届かない）場合でも本人確認をした上で投票できますので、当日投票所の受付に申し出てください。

●投票所について

投票場所は入場券に記載してありますが、入場券がない（届かない）場合などで、自分の投票所が分からない場合は選挙管理委員会まで連絡してください。（住所変更した場合の投票所は、8月23日までに届出された住民票のある行政区で決まります）

なお、投票時間は午前7時から午後7時までです。

投票区名	投票所名	投票区の区域
高田第1	市立高田小学校	3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、16区
高田第2	高田町和野会館	12区の甲、12区の乙、17区
高田第3	高田町小泉公民館	13区、14区、15区
高田第4	市立第一中学校	1区の甲、1区の乙、2区
気仙	漁村センター	気仙町一円
広田第1	市立広田小学校	1区、2区、3区、10区、11区
広田第2	広田町中沢浜公民館	6区、7区、8区、9区
広田第3	広田町太陽公民館	12区、13区
広田第4	広田町小袖公民館	14区、15区
広田第5	広田町根岬集会所	4区、5区
小友第1	市立小友小学校	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区
小友第2	小友町矢の浦公民館	10区
米崎第1	市立米崎中学校	5区の甲、5区の乙、6区の甲、6区の乙、7区
米崎第2	米崎町和方会館	8区の甲、8区の乙、9区、10区、11区
米崎第3	自然環境活用センター	1区、2区、3区、4区の甲、4区の乙
矢作第1	旧矢作町財産区事務所	8区、9区、10区、11区、15区
矢作第2	下矢作多目的研修センター	2区、3区、4区、5区、6区、7区
矢作第3	生出多目的集会センター	12区、13区、14区
矢作第4	矢作町小黒山公民館	16区
矢作第5	雪沢地域文化伝承会館	1区
竹駒	定住促進センター	竹駒町一円
横田第1	横田町第2区部落会館	1区、2区
横田第2	横田基幹集落センター	3区、4区、5区、8区
横田第3	横田町第6区町内会館	6区、7区

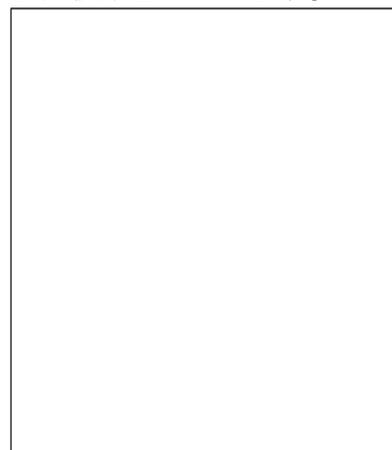
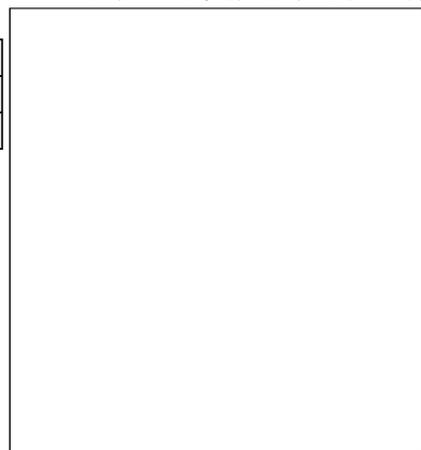
●期日前投票について

投票日の当日（9月11日）に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事があると見込まれる人や病気、出産、高齢、身体障がいなどのため歩行が困難な人などは、期日前投票をすることができます。

現在、期日前投票所を下記のとおり設置していますので、該当する人は期日前投票をしましょう。

【期日前投票の期間と場所】

期間	9月10日（土）まで
時間	午前8時30分～午後8時
場所	市役所第3仮庁舎 1階小会議室



◆たかた商品券の払い戻しについて

陸前高田商業振興協同組合では、たかた商品券の払い戻しを行っています。商品券を持っているお客様は、期間内に申し出てください。この期間内に申し出のないお客様は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご了承ください。

▽払戻期間 9月30日（金）まで。土・日・祝祭日は休みとなります。

▽申出方法 下記デザイン商品券を払い戻し場所に持参してください。

▽払戻方法 当日額面金額を現金で払い戻します。

▽払戻時間 午前10時～午後2時まで

▽払戻場所 陸前高田商工会仮事務所（エコタウン鳴石内）

▽手続きに必要なもの たかた商品券（指定金融機関の受付表示のあるものは無効）、印鑑

※はまなすスタンプは無効となります。

詳しくは、陸前高田商工会内事務局（☎55-3300）まで。

◆震災で被災した労働者の皆さんへ

労働者が工作中、工作中的避難、帰宅途中などに被災・行方不明になった場合、被災した本人または遺族は、労災保険による給付（治療費用、休業補償、遺族年金、遺族一時金、葬祭料など）を受けることができます。

なお、市から給付される「災害弔慰金」と併せて給付を受けることができます。

▽注意事項 ・労働者とは、正社員に限らず、パート、アルバイトの人も含まれます。

・遺族とは、同居している人に限りません。

詳しくは、岩手労働局（☎019-604-3009）、または大船渡労働基準監督署（☎26-5231）まで。

◆放射性物質調査結果が出るまで、新米の出荷・販売・譲渡・贈答は行わないでください

岩手県では、国、市、生産者団体などと連携し、全市町村を対象に新米の放射性物質調査を実施します。

県の調査により新米の安全性が確認されるまでは、一切の出荷・販売・譲渡・贈答などは行わないようお願いいたします。調査の結果、国の定めた暫定規制値以下であった場合に、出荷・販売・譲渡・贈答ができるようになります。

なお、調査（予備調査・本調査）については、収穫時期や作業などを考慮しながら、おおむね9月30日までの間に順次行います。

調査結果については、岩手県のホームページや市、農協を通じて、速やかに農家の皆さんにお知らせしますので、協力をお願いします。



詳しくは、農林課農政係（内線281）まで。

◆矢作小学校遺体安置所の閉鎖と移転のお知らせ～9月12日から大船渡市勤労青少年ホームへ～

矢作小学校の遺体安置所は、9月11日（日）で閉鎖となり、翌12日（月）から大船渡市勤労青少年ホーム（市民体育館そば）に移転します。

今後、市内で発見されたご遺体に関する業務は、同ホームで行います。

詳しくは、大船渡警察署刑事課（☎26-0110）まで。

